インターネットによる求人情報

	内容
募集者	草加市
募集職種	配偶者暴力相談支援センター女性相談員（会計年度任用職員）
職務内容	配偶者暴力相談支援センター事業に関する相談及び支援業務 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第４条（同法第２８条の２において準用する場合を含む。）に規定する業務 ・他の配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、警察署、地方裁判所、他市町村及び医療機関等との連絡調整及び情報の提供 ・売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）第３５条第３項に規定する業務 ・その他配偶者暴力相談支援センター事業に関する業務
勤務時間・曜日等	月１６日勤務 ・月曜日から金曜日：8 時 30 分から 17 時 15 分までの間における所属長の指定する６時間 ・所定勤務時間を超える勤務の有無　有（業務の必要上やむを得ない場合）
応募資格	・配偶者暴力被害者等への支援に必要な知識及び技能を有し、意欲をもって職務を遂行できる者のうち、次の要件のいずれかに該当する者 ⑴　公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士のいずれかの資格を有する者 ⑵　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉若しくは心理学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑶　女性一時保護施設、母子緊急一時保護施設又は母子生活支援施設で３年以上の相談業務に準ずる経験を有する者 ⑷　前各号に準ずる者で、相談員として必要な学識経験を有するもの ・パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。 ・窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
必要経験年数	上記⑶の応募資格により申し込む場合、原則、女性一時保護施設、母子緊急一時保護施設又は母子生活支援施設で３年以上の相談業務に準ずる経験を有する者
採用時期	令和６年４月１日
給与	時給　１，７４３円（地域手当に相当する報酬を含む） ・常勤職員と同様に通勤手当相当報酬を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給 ・原則として月の１日から末日までの期間分を翌月の 21 日に口座振込により支給

必 要 書類	会計年度任用職員申込書、資格証（写し） ・申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。
応 募 方法・書類提出先	応募方法：郵送又は持参 　※持参の場合は申込期間の平日の８時３０分から１７時１５分まで 書類提出先：草加市役所総合政策部人権共生課
応 募 締切日	令和６年３月１３日（水曜日）（必着）
問合先	草加市役所総合政策部人権共生課 住所：〒３４０－８５５０　草加市高砂１－１－１ 電話：０４８－９２２－０８２５（直通） メール：jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp
担当名	塚田・岡村
その他	市ホームページに掲載している募集要項を必ずご確認ください。 https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1402/020/100/PAGE000000000000076856.html